

事 務 連 絡  
平成30年6月29日

サービス付き高齢者向け住宅登録事業者 各位

千葉県県土整備部都市整備局住宅課

「参考とすべき入居契約書」の変更について

平素より本県の住宅行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」は、平成32年4月1日から施行されることになっていますが、この中では、極度額（上限額）の定めのない個人の根保証契約は無効となるなど、保証について新しいルールが導入されたところ です。

これを受け、サービス付き高齢者向け住宅において「参考とすべき入居契約書」ひな型も変更されておりますので、入居契約締結の際、保証人を必須としている運営事業者におかれましては、下記リンクをご確認の上、今後入居契約を締結する際には、新様式で締結する等、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

- サービス付き高齢者向け住宅 情報提供システム HP  
＜制度について＞

<https://www.satsuki-jutaku.jp/system.html>

- 法務省 HP  
＜2020年4月1日から保証に関する民法のルールが大きく変わります＞  
<http://www.moj.go.jp/content/001254262.pdf>（パンフレット）